

八千代市農業振興計画策定基本方針

令和2年3月9日制定

1 策定の趣旨

本市では、平成14年に「八千代市農業振興計画」を策定し、近年の著しく変化する経済・社会環境に対応できる効率的な都市型農業の確立と同時に、市民に親しまれる潤いのある農業の育成を目的として、様々な施策を展開し、本市農業の発展に努めてきました。

現在、農業をとりまく社会・経済環境は、農業従事者の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあります。一方で、新鮮で安全な農産物の供給はもとより、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多面的機能が評価され、都市農業・都市農地の保全に対する都市住民の意識が高まっています。

こうした中、国においては、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に基づき都市農業振興基本計画を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置付け、必要な施策の方向性を示すとともに、国民全体の取組の指針として策定した食料・農業・農村基本計画を見直し、総合的かつ計画的に施策を推進しようとしております。このような流れを受け、行政はもとより、市民や企業がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携して農業振興を進めて行くことが求められています。

以上を踏まえ、国や県等の方針・計画と整合を取りつつ、本市の農業振興を進めていくための指針として、次期「八千代市農業振興計画」（以下「農業振興計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

市政運営の中長期的指針である総合計画を踏まえ、本市農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針並びに都市農業振興基本法第10条に基づき定める本市における都市農業の振興に関する計画として位置付けます。

3 期間

- (1) 農業振興計画は令和2（2020）年度に策定するものとします。計画期間は、令和3（2021）年度から令和23（2041）年度までの20年間とし、おおむね10年を経過した段階で計画の見直しについて検討するものとします。
- (2) 農業振興計画は、計画期間内であっても著しい社会経済情勢等の変化や市民ニーズへの対応を考慮して、必要に応じて見直すものとします。

4 策定体制

(1) 農政審議会

農業振興計画の策定にあたっては、計画（案）を市長の諮問機関である八千代市農政審議会において審議していただくものとします。

(2) 八千代市農業振興計画策定検討委員会

農業振興計画の策定にあたっては、令和元年9月20日に設置した、学識経験者、関係団体、市民等で構成する「八千代市農業振興計画策定検討委員会」において、意見を聴取するものとします。

(3) パブリックコメント

農業振興計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取するものとします。

5 策定における基本的な考え方

農業振興計画の策定にあたっては、以下の点を基本的な考え方として進めていきます。

- (1) 農業振興を進めていくにあたり、市民、団体等と行政の共通の目標となることから、わかりやすい表現に努めます。
- (2) 達成度等を可視化するため、適宜指標を設けます。
- (3) 各課が所管する個別計画とも整合を図っていきます。

6 進行管理

農業振興計画を効果的かつ着実に遂行するため、農業振興計画に定めた施策について、PDCA サイクルにのっとりた管理を行います。

7 公表について

農業振興計画の策定にあたっては、適切な時期に市ホームページや広報やちよ等により策定の経過等を公開するものとします。

8 その他

- (1) 農業振興計画の実効性を担保し、基本的な施策を効果的に実施するため、具体的な事業計画として「八千代市農業振興アクションプラン」を別途策定するものとします。

このアクションプランの計画期間は、原則として3年間とします。

- (2) 本基本方針に定めるもののほか、農業振興計画の策定に関し必要な事項が生じた場合は、別途定めるものとします。